

「伊勢崎市スポーツ施設のあり方に関する意見（案）」についての

パブリックコメント手続の結果

意見の募集期間	令和 3 年 7 月 19 日 ~ 令和 3 年 8 月 17 日
意見の提出者数	5 人
意見の件数	5 件
意見の要旨の数	2 件
担当部課	企画部企画調整課
電話	0 2 7 0 - 2 7 - 2 7 0 7 (内線 5 4 0 8)
ファックス	0 2 7 0 - 2 3 - 9 8 0 0
電子メール	kikaku@city.isesaki.lg.jp

「伊勢崎市スポーツ施設のあり方に関する意見（案）」についてのパブリックコメント手続を令和3年7月19日から令和3年8月17日まで実施し、5名の方から5件のご意見・ご提案を頂きました。

お寄せいただいたご意見等の要旨とそれに対する伊勢崎市スポーツ施設・高齢福祉施設・保健施設のあり方検討委員会の考え方について次のとおり公表します。

寄せられたご意見等の要旨とそれに対する委員会の考え方について次のとおり公表いたします。

1 伊勢崎市スポーツ施設のあり方に関する意見（案） についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する委員会の考え方
1	プール施設は、レクリエーションの場としての役割のほか、浮力や水圧など水の特性を生かした運動が行える施設として、体力づくりや介護予防などの観点からも必要な施設です。 (同趣旨の意見等 2 件)	ご指摘の視点から、全ての施設を廃止せずに、あずまウォーターランドと境プールは存続することとしています。なおレクリエーションの場としての役割や体力づくりや介護予防の場は、存続するプール施設や他の公共施設でも充実させたいと考えます。
2	プール施設は伊勢崎、赤堀、あずま、境の各地区に欲しいものです。すべてのプールを修繕しながら存続することを要望します。 (同趣旨の意見等 1 件)	伊勢崎市民プールについては、施設の老朽化や地下水脈の影響によるプール底の亀裂等が年々激しくなっていることによる安全確保の問題、利用者の減少など様々な状況を踏まえ検討した結果、廃止が適切だと考えます。 今後は、市内外の既存の施設の利用促進を図ることで、市民ニーズに応えることができると想定されることから、市内全地区にプール施設を整備する必要はないと考えます。